

児童発達支援事業所における自己評価結果 (公表)

令和3年12月6日公表

チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	○	国の基準は十分に満たしています。その日の利用者数や児童の様子に合わせて、スペースを区切る等の工夫をしながら日々の療育をおこなっています。また体操の際には机や椅子を動かすことでスペースの確保をおこない、活動に合わせて環境作りをおこなっています。	コロナ禍の為、定期的に換気が必要であり、一定時間ごとに指導訓練室を移動する等のスペース活用の工夫について、今後も職員間で話し合いを進めてまいります。
	2	○	職員配置数は十分に足りています。通所したての児童であったり、配慮が必要な利用児童の様子や支援方針に合わせて、集団活動や1対1での関わりを持つ等の配置の工夫をおこなっています。	現段階で職員数は十分適切ですが、今後も体制の維持に努め、更により良い療育をおこなえる様、話し合いを継続してまいります。
	3	○	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている。	現在対象児童がいないため、バリアフリー化はされておきませんが、ご相談があった際は随時対応可能な態勢でご利用をお待ちしています。
	4	○	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている。	コロナ禍の対応としてマスク着用・手洗い・三密を避けるなど、感染症対策や衛生環境への配慮を徹底してまいります。また整理整頓を徹底し、児童がさらに心地よく過ごせる環境となる様、職員一同で連携を心掛けてまいります。
業務改善	5	○	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している。	職員全体で話し合い、共通理解から連携へ繋げていくことが出来るよう今後も密に会議の時間を設けてまいります。また職員が周知徹底できるような全ての記録を残すよう努めます。
	6	○	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者の意向を把握し、業務改善につなげている。	集計結果に基づき、職員での話し合いの場を設け、改善すべき課題について整備してまいります。
	7	○	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している。	評価結果を職員間で共有し、今後の課題を皆で考え、対応していける様に課した。また公式Webサイトに公開していることを、連絡帳やお便りに記載することで全ての保護者様へお伝え出来る様努めてまいります。
	8	○	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている。	第三者からの評価受審については今後の検討課題として検討してまいります。
	9	○	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している。	職員全員での研修は時間や人員配置の問題があり中々難しいため、研修動画を用いる事により、職員の資質向上に努めております。
	10	○	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している。	送迎時や、その他あらゆる機会にて保護者様と話す場を設け、また定期的にモニタリングをおこなうことで保護者様のご意向を踏まえた児童発達支援計画書を作成してまいります。
	11	○	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している。	より良い支援計画内容を目指し、今後も継続してアセスメントをおこなってまいります。
	12	○	児童発達支援計画には、「児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている。	ご家庭や地域との連携をさらに深め、モニタリングを行っている中で、新たな課題や達成できた内容の把握をおこない、各児童の成長を促していけるよう具体的な支援内容を立案してまいります。
	13	○	児童発達支援計画に沿った支援が行われている。	各児童のその日の様子によっては、支援内容の変更も視野に入れ療育を進めていく必要があると考えております。随時調整をおこないながらその都度最良の支援をおこなえるよう努めてまいります。
	14	○	活動プログラムの立案をチームで行っている。	療育の中で知り得た利用児童の反応や変化を大事にして、今後も全職員で打ち合わせをおこない、様々な観点から計画を立案してまいります。
適切な支援の提供	15	○	活動プログラムが固定化しないよう工夫している。	今後も継続して話し合いの場を設け、活動プログラムについて立案をおこなってまいります。平日の連続した活動、長期休みには季節の行事や製作等も取り入れることで変化を持たせた活動をおこない、楽しみながら活動に参加出来る様工夫してまいります。
	16	○	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ児童発達支援計画を作成している。	今後も保護者様と共通理解の元、各児童に必要な活動や課題を検討して、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ作成してまいります。
	17	○	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している。	今後も朝礼にて当日の流れをはじめ職員間や役割分担について、職員全員で情報共有のうえ、支援に取り組んでまいります。
	18	○	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している。	振り返りや翌日の朝礼にて、全職員で情報共有することにより今後の支援内容と反映できるように努めます。また定期的なケース会議でも個々の児童について話し合い、職員間の具体的な役割や分担について話し合い、療育活動に反映してまいります。
	19	○	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている。	記録は、重要書類であることの認識を全員が持ち、今後も正確に残して全員周知・振り返りができるように努めてまいります。
	20	○	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している。	定期的なモニタリングは継続しておこない、必要であれば期間に拘らず見直しをおこなってまいります。
	21	○	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している。	引き続き関係機関との連携は児童の療育において大切な業務である為、積極的に参加してまいります。サービス担当者会議での内容を持ち帰り、職員間で情報共有にも努めてまいります。
	22	○	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている。	今後も継続して情報共有に努め、事業所からも自発的な問題提起や情報提供をおこない、支援に反映できるように努めてまいります。
関係機関や保護者との連携	23	○	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等)の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている。	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。
	24	○	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等)の主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている。	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。
	25	○	移行支援として、保育所や認定子ども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚園)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている。	今後もそれぞれの機関へ児童の課題や発達状況など次のステップに繋がる情報共有ができるよう連携を図ってまいります。
	26	○	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている。	今後もそれぞれの機関へ児童の課題や発達状況など次のステップに繋がる情報共有ができるよう連携を図ってまいります。
	27	○	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている。	子ども部会・通所分科会は2か月に1回開催されるため、リモート会議等を通してこれからも積極的に参加し、研鑽に努めてまいります。
	28	○	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある。	障がいのない子どもたちとの交流も成長に必要なことだと思いますので、アンケート等をおこなうことで保護者様のご意向を伺いたいと考えています。園での交流以外にも保護者様と相談しながら交流の場に関して検討していきたいと考えています。
	29	○	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している。	コロナ禍にある為、状況が落ち着くまでリモート等を通してにはなりません。子ども部会を始め、各種研修が行われる際はこれからも積極的に参加し、研鑽に努めてまいります。
	30	○	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達や課題について共通理解を持っている。	今後も引き続き情報の提供、共有を図り、保護者様との信頼関係の構築と共通理解に努めてまいります。送迎時やお迎えの際に少しでもお話をする時間を作りたい。共通理解・現状把握をすることで適切な支援をおこなうことが出来る様努めてまいります。
	31	○	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている。	家庭連携を通して、お困りごとやご相談をお話しいただく機会も増えてきております。今後も保護者様のご相談やお悩みが少しでも解決できるよう、事業所からも積極的に働きかけをおこなってまいります。保護者様と共通理解を持ち、保護者様に寄り添った支援を出来るように、努めてまいります。
	32	○	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている。	少しでも不安な気持ちを取り除くことが出来る様、毎回充分な時間を設け、丁寧な説明を努めてまいります。またご質問があればその都度対応させていただきます。
保護者への説明責任等	33	○	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている。	今後も同様に意向や児童の状況に応じた支援計画を作成して、丁寧な説明を心掛けてまいります。
	34	○	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている。	保護者様との連携は大切な事柄だと認識しており、いつでもお悩みをお聞きし、お気軽にご相談いただける様、今後も努めてまいります。
	35	○	父母の会の活動を支援したり、保護者同士の連携を支援している。	コロナ禍にある現時点では保護者会は実施できておりません。今後の実施に関しても、コロナ禍が落ち着くまでは実施予定はありませんが、開催を楽しみにして下さっている保護者様もいらっしゃるため、コロナ収束後に関しては、前向きに検討してまいります。
	36	○	子どもと保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している。	ご意見には積極的に耳を傾け、保護者様が相談しやすい環境づくりに努め、目障りなご理解と連携の取りやすい環境を目指してまいります。
	37	○	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している。	定期的な会報、ホームページでの活動報告は今後もおこなってまいります。また今年度からは、毎月の行事等を細やかに記載し、前月の行事の様子を写真にて発信している様、子どもカレンダーの配布を予定しております。
	38	○	個人情報の取扱いに十分注意している。	個人情報に関わる内容については、充分注意して取り扱っています。
	39	○	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮を行っている。	今後も個々の特性に配慮しながら、正しく情報伝達と意思の疎通ができるようさまざまな手段で伝えられるように配慮してまいります。
	40	○	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている。	今年度もコロナ禍が続いていることや、通所を公にたくない児童様もおられるため、行事に地域住民をご招待する様な企画は行いませんでした。
	41	○	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している。	保護者様が確認しやすいよう掲示場所への配慮もおこなってまいります。またお便り等に策定マニュアルを全ての保護者様へご提供いただける様に努めてまいります。
	42	○	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている。	命を守ることを第一に今後も毎年定期的に火災、地震、風水害についての避難訓練を実施してまいります。また、訓練前後の児童の様子を把握し、アフターケアも十分に配慮して努めてまいります。
非常時等の対応	43	○	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況を確認している。	健康情報は初回アセスメントにて確認し、服薬状況等については、連絡帳に記載をお願いしています。
	44	○	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている。	アレルギーについては各職員が把握できる様、表にまとめ、おやつの際は毎回確認し提供しています。
	45	○	ヒヤリハットが発生した場合は、詳細に記録に残してファイルに保管している。	今後も記録・情報共有・職員間での認識一致のうえ、事故防止のために定期的な振り返りをおこなってまいります。
	46	○	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応している。	行政開催の研修に参加し、参加した職員から事業所職員へ伝達するための研修会をおこなっています。
	47	○	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している。	利用契約書に身体拘束の禁止を記載しており、生命又は身体を保護する為に、やむを得ず身体拘束をおこなう場合は、あらかじめ文書により保護者様から同意を得るようになっています。
	48	○	利用契約書に身体拘束の禁止を記載しており、生命又は身体を保護する為に、やむを得ず身体拘束をおこなう場合は、あらかじめ文書により保護者様から同意を得るようになっています。	健康に関する情報は特に大切であり保護者様からしっかりと状況について確認出来る様努めてまいります。
	49	○	アレルギーマニフェストについては各職員が把握できる様、表にまとめ、おやつの際は毎回確認し提供しています。	アレルギーマニフェストについてはご利用開始時に保護者様へ確認し、必要な場合は医師の指示書を確認し、必要に応じて記入し、今後も全職員が周知できる様努めてまいります。

○この「事業所における自己評価結果(公表)」は、事業所全体で行った自己評価です。